

第8章文化財保存活用区域の検討について

区域設定案

1. 明石川東岸エリア
重点区域：明石城下区域
(東・大蔵八幡町、北・太寺、南・海岸線、西・明石川)
2. 明石川西岸エリア
(西明石・藤江)
3. 明石中部エリア
(大久保)
4. 明石西部エリア
(魚住・二見)

1のエリアで考えられる措置例

1. 文化博物館を核として、明石城から旧波門崎燈籠堂にいたる南北軸の文化遺産を案内する表示板の設置。
2. 地域内の歴史文化遺産を紹介する共通したサインの設置
3. 城下町絵図と対比させた街道筋・魚の棚通りや外堀跡、大手門、京口・姫路口門等の説明板の設置
4. 大蔵谷街道筋に残る神社や町屋を活かし、まつりに使われる布団太鼓や獅子頭の展示や情報交換の場の設定
5. 県指定史跡太寺廃寺塔跡のVRを活用した復元
6. 指定文化財織田家長屋門を含めた展示・公開機能の充実
7. 旧波門崎燈籠堂から淡路松帆台場、舞子台場、鹿の瀬等をめぐる海域を加えた周遊コースの設定